

官報

號外 昭和十一年五月二十七日

○第六十九回 貴族院議事速記録第十六號

帝國議會

昭和十一年五月二十六日(火曜日)午後一時三十九分開議

議事日程 第十六號

昭和十一年五月二十六日

午後一時三十分開議

- 一 公立商船學校卒業生ニ對シ特別教育機關設置ノ請願 會議

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

(角倉書記官朗讀)

昨二十五日不穩文書等取締法案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 伯爵二荒 芳徳君
副委員長 男爵大森 佳一君

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
退職積立金及退職手当法案可決報告書

○副議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス

○土方寧君 議事ノ進行ニ付キマシテ政府ニ御質問……

○副議長(伯爵松平賴壽君) 宜シウゴザイマス

(土方寧君演壇ニ登ル)

○土方寧君 此ノ度ノ特別議會ハ本月ノ一日カラ三週間ト申シマシテモ、六日カラ議

官報號外 昭和十一年五月二十七日 貴族院議事速記録第十六號 議長ノ報告 會議

事ヲ始メタノデアリマスカラシテ、實ニ二週間餘ノ極ク短期ノモノデアリマス、ソレニ拘ラズ政府ハ豫算ノ外ニ數多クノ、中ニハ隨分重要ナ法律案ヲ提出ニナリマシテ協賛ヲ求メラレタノデアリマスガ、是ハ實ハ初メカラ無理デアッタト存ジマス、然ルニ此ノ度ノ議會ハ從來例ノ無イコトデアリマシテ、貴衆兩院共ニ日曜モ休マズ、夜モ隨分遅クマデ審議スルト云フヤウナ譯デ、大イニ勉強致シマシテ進行ヲ圖ツタ結果、豫算案ト共ニ大部分ノ法律案ハ通過シタノデアリマスガ、二三ノ重要法案ガナカノ衆議院デ議論ガアリマシテ、本院ヘ廻ッテ來ルノガ遅レマシタ結果、昨二十五日一日限り延會ト云フコトニナリマシタ、然ルニソレデモ尙時間ガ不足ト云フノデ、更ニ再ビ今二十日六日モウ一日ダケ延會ト云フコトニ二度ナリマシタ、其ノ都度上奏勅裁ヲ仰ガレタノデアリマスガ、斯クノ如キハ聖慮ヲ煩ハスコト甚ダシイモノデアリマシテ、恐懼ノ至ニ存ジマス、又何時モ同ジコトデアリマシタガ、開院式ニ際シマシテ賜リマシタ勅語ニ對シ、貴衆兩院共ニ慎重審議スルト奉答シテアリマスガ、今度ノヤウナ場合ニハ、政府ハ貴衆兩院ヲシテ慎重審議スルノ時ヲ與ヘナイヤウナコトヲ爲サツタノデアリマス、是ハ私ノ考デハ當ヲ得テナイト思フ、今マデモ一日ツツ三回モ延長シタ例ガアッタヤ

ウデアリマスガ、是ハ私ノ考デハ誠ニ立憲ノ本旨ニ反スル惡例デアルト思ヒマスカラシテ、今後ハ左様ナコトノナイヤウニ願ヒダイト思ヒマスガ、政府ノ所見ハ如何デアリマスガ、ソレヲ伺ヒタイノデアリマス、第二ニハ、何時モ同ジコトデアリマスガ、時ノ政府カラハ豫算ノ外ニ多クノ法律案ヲ提出シテ協賛ヲ求メラレル、其ノ法律案ノ隨分多クノモノハ豫算ニ關係アリマシタラシテ、先ヅ衆議院ヘ提出セラレ、本院ヘ提出セラレル法案ハ誠ニ少イノデアリマシテ、實ハ初期ニ於テハ本院デハ審議スベキ議案ガナイコトガ多イノデアリマス、其ノ結果デモアリマセウカ、國務大臣ノ施政演說ニ對スル所ノ質疑ト稱シマシテ、中ニハ此ノ點ハ答辯ヲ要シナイト云フヤウナ質問ノ變ナモノモアリマスガ、質疑者ガ自分ノ意見ヲ發表スルノガ主眼デヤナイカト思フヤウナ、質疑演說ノ長イノガアリマシテ、ソレニ數日ヲ費シマス、外ニ仕事ガナイカラデアリマス、後半ニナリマシテ衆議院デ豫算ガ通過シ、ソレニ關スル法律案ガ段々本院ヘ廻ッテ來マス、左様ナ譯デ會期末ニハ重要ナ法案ガ一時ニ纏ッテ本院ニ參リマシタラシテ、本院ニ於テハ、慎重審議スル時ガアリマセス、是ハ本院ノ審議權ト云フモノヲ輕視セラレタコトニナリマスノデ、私ハ本院ノ一員トシテ不服ニ存ジマス、ドウカ總テ法律案中豫算ニ關係アルト否トヲ問ハズ、議會ノ初期ニ於テ約半分ヲ衆議院ニ、半分ヲ本院ニ提出セラレルコトヲ希望シマス、豫算ニ關係アル法律案ハ、嚴格ニ申上ゲマスト云フト、豫算ト同時ニ議セナケレバナラヌ譯デアリマス、左様ナコトハ、衆議院ニ提出サレテモ出來ナイコトデ

アリマス、豫算ヲ先キニ議スルカ法律案ヲ先キニ議スルカ、前後ノ差ハ、多少出來テ來マス、其ノ時ニ、豫算ヲ議スル時ニハ、其ノ豫算中ニ要求シテ居ル歳出ト云フモノヲ要求スル法律案ハ、通ルモノト假定シテ審議スルヨリ仕方アリマセス、法律案ヲ議スル時ハ、其ノ法律案ニ必要ナ歳出ヲ豫算ニ要求シテ居ル、ソレヲ通ルモノト假定シテ審議スルヨリ外アリマセス、サウシテ二者關聯スル時ハ、ドチラガ主デアルカト云フト、法律案ガ主デアルト云フコトハ論ヲ俟チマセス、徒ニ歳出ヲ要求シテ、是ダケノ歳出ガ出來タカラソレヲ使フ爲ニ法律ヲ作ルト云フコトハアリマスマイ、法律ヲ作ル爲ニ必要ナ歳出ヲ豫算ニ要求シテ居ル、シテ見タナラバ、豫算ガ從デ、其ノ豫算ヨリ法律ガ主デアル、ソレガ今迄ノ所ハ、從タルモノヲ先議スル、主タルモノヲ後廻シニスルト云フコトデ、首尾顛倒デアル、左様ナ譯デアリマシタカラ、今後ハ之ヲ豫算ニ關係アルト否トヲ問ハズ、總テノ法律案ハ、約半分ハ會期ノ初期ニ本院、他ノ半分ヲ衆議院ト云フコトニ爲サツテ下サイマス、本院デモ各法律案ノ審議モ十分出來ヨウト思ヒマス、サウアリタイト思ヒマス、前回ニモ私ハサウ云フコトヲ申上ゲマシタケレドモ、政府ガ迷リマシタカラ、改メテ御伺ヒシマス、此ノ二點ヲ伺ヒマス

(國務大臣廣田弘毅君演壇ニ登ル)

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今土方博士ノ御質問ノ第一點ニ付キマシテハ、今回ノ議會ノ終期ニ於キマシテ、二回迄モ其ノ會期延長ノ御勅勅ヲ仰セ出サル、コトニ相成リマシタコトハ、政府ト致シマシテモ、誠ニ恐縮ニ存ジテ居ル次第デアリマス、最初一

日ノ延長デ大體議事ハ盡サレルモノト觀測致シマシタノガ誤リデアリマス、將來ニ於キマシテハ、成ルベクサウ云フコトノナイヤウニ、十分努メテ参リタイト思フノデアリマス、第二點ノ豫算案ト關係アル法律案ノ議會ノ提出ノ方法ニ付キマシテモ、是ハ土方博士ノ御説ノ點ハ、大體御尤モナ意見ト存ズルノデアリマス、從來ノ例ニ依リマシテ、政府ハ今回ノ如キ方法ヲ執クノデアリマスガ、何レ將來ニ於キマシテハ帝國議會ノ議事ノ進行等ニ付テモ、相當調査研究ヲ遂ゲタイト存ジテ居リマスノデ、篤ト考慮ヲ加ヘテ参リタイト思フノデアリマス

○土方寧君 別ニ重ネテ伺フコトハゴザイマセス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 委員長ヨリ報告書ヲ提出セラレマシタ退職積立金及退職手當法案ヲ、此ノ際議事日程ニ追加シテ委員長ノ報告ヲ煩ハシタイト存ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモノト認メマス、委員長林伯爵

退職積立金及退職手當法案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十一年五月二十六日

委員長 伯爵林 博太郎
貴族院議長伯爵近衛文磨殿

〔伯爵林博太郎君演壇ニ登ル〕

○伯爵林博太郎君 只今日程ニ上ボリマシタ退職積立金及退職手當法案ノ特別委員會ノ經過ニ付キマシテ御報告ヲ致シマス、特

別委員會ニ於キマシテハ二十四日、二十五日並ニ本日ニ互リマシテ慎重ニ審議ヲ致シマシタ、會期切迫ノ際デアリマスカラ、總テ成ルベク簡潔ニ御報告ヲ致シマス、本法ノ要旨、勞資ノ協調ガ近時ニ至ッテ漸次鞏固トナツタノハ、國民生活ノ安定ノ上ニ一礎石ヲ與フルモノデアリマシテ、邦家ノ爲ニ誠ニ慶賀ニ堪ヘナイ次第デアリマス、此ノ一方策ト致シマシテ、退職手當ノ確立ヲ政府ニ於テハ極メテ重大ナルモノト認メテ、提出サレタモノデアルトノコトデアリマス、此ノ制度ハ大規模ノ工場ニ於テハ從來ナカ、立派ナ制度ガゴザイマシタガ、併シ未ダ中小商工業ノ所マデハ一般化シテ居ラナイノデ、動モスレバ紛爭其ノ他ノ問題ガ起ラムトスルコトモアルノデアリマスカラ、此ノ手當ニ付キマシテノ法制化ト、内容ノ合理化ヲスル必要ガアル、且我が國ニ於ケル醇風美俗トシテ、是等ノ點ガ從來持續サレテ居リマシタノヲ、更ニ將來ニ於テ助長シヨウトスル點ニアリマス、其ノ特徵ヲ申シマスト云フト、第一ハ政府ノ原案デハ三十人以上ヲ使用スル工場及鑛山トアリマスルノヲ、五十人以上ニ衆議院ニ於テハ修正ヲサレタノデアリマス、第二ニハ此ノ法案ニハ退職積立金ト退職手當積立金ト二種類ガ並ンデ記載サレテ居ルノデアリマス、退職積立金ノ方ハ勞働者カラ賃金ノ百分ノ二ヲ積立テサセルノデアリマス、退職手當積立金ハ、事業主ニ對シテ勞銀ノ百分ノ二ヲ積立テサセルノデアリマス、而シテ一定以上ノ利益ノアリマシタ時ハ、百分ノ三マデ更ニ進ンデ行ケルヤウニ出來テ居リマス、但シ不都合ノ廉デ退職シタ場合ニハ全部又ハ一部ヲ給與シナイ、此ノ金額ハ特別手當

積立金ト云フ名前ニ於テ保留ヲシテ、事業ノ都合ニ依ッテ解雇サレタ者ニ二十日乃至三十五日分ヲ特別手當トシテ之ニ附加シテ支給スルコトニナツテ居リマス、第三、積立金ノ管理ノヤリ方デアリマス、退職積立金ニ付テ申シマスルト、各勞働者ノ名前デ郵便貯金其ノ他ノ所ニ預ケサセマシテ、事業主ヲシテ之ヲ管理サセル、ソレカラ乙ノ退職手當積立金ノ方、即チ事業主ガ預ケル方ノ分ニ付キマシテハ、事業主ノ外ノ財産ト混同スル虞ガアルカラ、之ヲ明カニ分離シテ管理サセルノデアリマス、而シテ此ノ積立金ハ勞働者ノ將來ノ生活安定其ノ他ノ爲デアリマスル重大ナルモノデアリマスカラシテ、之ヲ免稅シ又差押禁止ト云フ特點ヲ設ケタノデアアル、第四、退職金審査會ヲ設立シマシテ、之ヲ公正ニ分配スルコトノ出來ルヤウニ仕向ケタコトデアリマス、第五ハ、第八條ニアリマスル通り退職積立金並ニ準備金ノ總額ハ、勞働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ七以下トスルアルノデアリマス、是ガ又相當重大ナ法文デゴザイマス、即チ百分ノ七マデハ積立金トシテ本法ガ認メテ行キマシテ、而シテ之ニ對シテハ稅金ヲ掛ケナイ、又債權者ヨリノ差押ヲ禁止シテ居ルノデ、此ノ金額ニ付テハ其處マデハ保護シテ行ク、ソレダケノコトヲシテヤルト云フ特典ガアリマス、ソレカラ第六、第四十二條ニ於キマシテハ準備積立金ト云フコトガ書イテアリマス、是ハ本法施行前ニ長イ間工場乃至鑛山ニ勤務シテ居タ所ノ勞働者ノ爲ニ、其ノ本法施行後ニ於テ從來ニ遡ッテ、過去ニ遡ッテ其ノ手當全部ヲ、積立サセルト云フコトハ、是ハ金高ニシテモ大キイシ、又困難ナコトデアリマス

カラ、是等ハ能ク官廳ニ於キマシテ介在シテ、其ノ許可ヲ經テ積立金ヲスル分ガ準備積立金ト云フノデアリマス、而シテ斯クノ如ク積立テマシタ所ノ積立金ヲ如何ニ給與スルカ、分配スルカト云フ方法ハ第十八條ニ掲ゲデアリマス、次ニハ第三十三條ニ於キマシテノ罰則ガ、政府ノ原案デハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金トシデアリマス、之ヲ修正セラレマシテ、一年以下ノ禁錮又ハ三千圓云々トナツタノデアリマス、是等ハホンノ要項デゴザイマス、次ニ質問ニ於ケル所ノ極メテ大體ニ付キマシテ申上ゲテ見タイト思ヒマス、積立ノ爲ニ一千萬圓バカリノ金ガ死藏サレルト云フコトニナルト、勞働者ニ渡ルベキモノガソレダケアルノデアリマスカラ、勞働者ノ購買力ヲ減退スル、從ッテ不景氣ヲ誘フヤウナ虞ガアリハシナイカ、而シテ其ノ一千萬圓タルヤ一年間ノ問題デアリマシテ、是ガ十年經テバ一億圓ト云フモノニナツテ來ル、段々大キクナルノデアリマス、ソレガ死藏サレテハ、財界ノ不況ヲ來ス一ツノ原因ニナリハシナイカト云フヤウナコトニ付テハ質問應答ガアリマシタ、政府ニ於テハ、男ハ大抵五年位デ迭リ、女ハ三年位デ迭ル、之ガ人間モ始終循環シテ行ケラ、一億圓ト云ヒナガラ實際ハ五千萬圓位ガ始終殘ッテ行クコトニナルダラウ、而モ其ノ金ハ決シテ死藏デハナク、郵便局ニ入レ、バソレガ預金部ニ行ッテ、預金部カラ地方ニ分配サレル、金錢信託其ノ他ニ於キマシテモ、資本トシテ財界ニ出テ行ッテ循環スルノデアアルカラ、直接若シクハ間接ニ、矢張り購買力ニ影響スルヤウナコトハナイノデアアル、ソレカラ第八條ニ於テ百分ノ七ト積立ノ高ヲ限定シタ

理由ハドウデアルカ、之ニ付キマシテハ次
ノ如クデアリマス、退職手當積立金及準備
積立金ノ額ヲ百分ノ七以下トスルコトハ、
極メテ重要ナコトデアアル、何トナレバ此ノ
金額ニハ先程申上ゲマシタ通り、免稅ト云
フ恩典モアリ、差押禁止ト云フコトモアル
ノデアリマス、事業主ガ此ノ積立金ニ名ヲ
藉リマシテ脫稅ヲスルコト云フヤウナコトガ
アツデモイケンナシ、是以上ノ金ガ溜ツタ時
ニ、之ニ對シテ此ノ特點ヲ與フルト云フコ
トニナリマス云フト、債權者ノ方ノ權利
ノコトモ妨ゲルヤウナコトニモナルシ、百
分ノ七位ノ所ガ丁度適當ナ所デアアルノダ
ト云フ見地カラ之ヲ決メタノデアアルト云フコ
トデアリマシタ、ソレカラ第十條ニ、政府ノ
事業ニハ本法ヲ適用セズトアルガ是ハドウ
デアアルカ、之ニ對シテハ政府ノ方デアリマス
事業ニハ、何レモ共濟組合ト云フモノガ大
部分出來テ居ル、且政府ノヤル事業ハ豫算
デ何時デモ年々議會ニ於テ必要ノ分ダケヲ
取ルコトガ出來ルノデアアルカラ、彼此考ヘ
テ見ルト云フト、官業ノ方ニハ必要ガナイ
ノデアアル、市町村ニ於テモ同様デ、共濟組
合ガアツデヤテ居ル所ガ多イノデアアルシ、
且其ノ金高ニ於テモ民間ニ於テヤツデ居ル
ヤウナモノト大體違ハナイノデアアル、本法
デ定メル所ノ高ト大體違ハナイモノヲ支給
シテ居ルノデアアルカラ、差支ナイト云フ風
ノコトデアリマシタ、特ニ質問ノ中デ最モ
重キヲナスト考ヘマスノハ、勞働者ノ爭議、
勞資ノ協調ヲ破ルト云フ虞ノアル點ハナイ
カト云フコトデアアル、即チ第十七條デゴザ
イマスガ、主トシテ此ノ十七條ノ政府ノ原
案ト、衆議院ノ修正案ニ付キマシテノ比較、
其ノ他ニ付テノ問答ガゴザイマシテ、是ハ

法文ノ精神カラ見ルト利潤分配ノ如クニ解
セラル、ノデアアル、又勞働者ヲシテ工場主
ノ企業ニ干與サセル虞モアル、デ衆議院ニ
於テ修正シタ文章ヲ見マシテモ、法文ヲ見
マシテモ、決シテ此ノ利潤分配ノ點カラ割
出サレタルト云フコトガ變テ居ラナイト
思フガドウデアアルカ、衆議院デハ大部分削
ラレシマヒマシテ、勅令ト云フコトニ主
トシテ力ヲ入レテシマッタノデアアル、勅令ノ
内容ハソレナラバドウ定メルカト云フト、
矢張り利益分配ノ意味ヲ之ニ加味スルコト
モ出來ルノデアアル、然ルニ政府ノ辯明ニ於
テハ、政府ノ原案ニ於テモ、衆議院ノ修正
案ニ於テモ、何レニシテモ、政府トシテハ
初カラ工場主ノ負擔能力ノ多キ場合ニカケ
ルト云フコトニナツテ居ルノデ、利潤分配ト
云フヤウナ觀念ニ誘ハレルヤウナコトハナ
イノデアアル、之ニ對シマシテ利潤分配ト云
フコトノ法律化ハ、法律ニ化シテ、之ヲ法
制化スルト云フヤウナコトハ「ヨーロッパ」
ニモナイノデアアル、ソレヲ我が國ノ法制ニ
之ヲ持ツテ來タノハドウ云フ譯デアアルカト
云フヤウナ質問モ出マシタ、デ政府ハ此ノ
負擔能力ニ應ズルト云フコトヲ以テ一貫シ
テ答辯ヲシテ居ルノデアリマス、又ソレト
同一ノ原則ニ於テ適合スルカラ衆議院ノ修
正ニモ賛成シタ、斯ウ云フコトニナツテ居
マス、ソレカラ次ニ重大ナ點ハ第三十條ノ
中ニ、少クトモ十二日分ト云フコトガ書イ
テアルガ、此ノ「少クトモ」ト云フ句ガ色々
彈力性ヲ持ツテ居ルダケニ疑義ヲ生ズルノ
デアアルガ、其ノ點ハドウデアアルカ、又十二
日以上トアリマスカラシテ、十五日ニシロ、
二十日ニシロト云フヤウナ要求ガ、勞働者
側カラ出ナイトモ限ラナイ、即チ勞働者側

カラ乗ゼラレル虞ガナイデアラウカ、之
ヲ十二日分ト云フコトヲ數理的ニ計算シテ
見マスト云フト、百分ノ三・三・三ナルノデ
アリマス、即チ十二日以上ト云フコトハ百
分ノ三・三以上、少クトモ百分ノ三・三ト云
フコトハ、ソレカラ上ヘモ行キ得ルト云フ
コトヲ意味シテ居リマスカラ、是ハ第八條
ニ對照シテ見ルト、第八條ノ百分ノ七以下
トアル、百分ノ七マデハ行ケルト云フコト
ガ第八條ニアツテ、少クトモ百分ノ三・三ニ
ヤレト云フコトガ第三十條ニアルト、此ノ
間ノ差額ダケヲ補フヤウニ勞働者ノ方カラ
申立ガ出來ルヤウニ見エル、此ノ増加ノ要
求ガ必然起リハシナイカト云フヤウナコト
ニ付テノ質問ガ隨分深クサレタノデアリマ
ス、之ニ對シマシテハ、現ニ斯ウ云フコト
ノ行ハレテ居ル所ノ會社デハ、三・三以上ノ
有利ナモノヲ支給シテ居ルモノガ多イ、例
ヘバ二十日ト云フコトニスルト、十一日ハ、
少クトモ十二日ト云フコトニハ法文デハ書
イテアリマスガ、其ノ残りノ八日分ト云フ
モノハ別物ニナル、別ノ規定トシナケレバ
ナラス、「少クトモ」ト云フ字ヲ抜カスト云
フト十二日分ダケガ生キルノデアアルカラ、
アトノ八日ト云フモノハ別ノ規定ヲ以テ之
ヲ定メナケレバナラスノデアアルカラ、茲ニ
於テ法律ガ二分サレルヤウナコトニナル、
斯ウ云フ事ハ誠ニ煩ハシイノデアアルカラ、
實質ニ於テ異ラナイ、餘計ヤルト云フコト
ハ差支ナイト云フコトナラバ、實質上ハ一
體トナツテ來ル、ドウモ分離ト云フコトハ面
白クナイ、且「少クトモ」ト云フ字ヲ除キマス
ト云フト、十二日カラ上ノ支給スル額ニ對ス
ル積立金ニ對シテ本法ノ適用ガ出來ナクナ
ル、本法ノ適用即チ免稅並ニ差押禁止ト云

フ恩典ヲ與フルガ爲ニハ、此ノ「少クトモ」
ト云フ言葉ガ非常ニ生キテ來ルト云フコト
ノ政府ノ答辯デアリマス、ソレカラモウ一
ツ重大ナ點ハ、我が國ニ於キマシテハ家庭
ニ於テモ若イ女中ナドヲ雇ツテ居テモ、嫁
ニヤルト云フヤウナ事マデ主人ガ世話スル
ノデアアル、四十年勤續ノ者ニ對シテモ、商
家ナドニ於キマシテハ、其ノ番頭ニ暖簾ヲ
分ケテ、同じ屋號ヲ附ケテ店ヲ開カシテヤ
ルト云フヤウナ醇風美俗ハ、我が國ニ古ク
カラ傳ツテ居ル、工場ニ於テモ同じコトデア
ル、此ノ家族制度ノ延長トモ云フベキ、又
美風トモ云フベキ所ノ制度ガ現ニ存在シ、
現ニ發達シツ、アル、且大工場ニ於キマシテ
ハ無論是等ハ益、發展シツ、アル、斯ウ云フ
美風ガアルニ拘ラズ、何故ニ冷タイ所ノ法
律ヲ以テスクノ如キモノヲ制定スル必要アリ
ヤ、斯ウ云フコトニ付テノ質問應答ガ相
當長ク掛ツタノデゴザイマス、又大キナ工場
ナラバ、鑛山ニ於テハ此ノ法ニ定メテアル
以上ノ有利ナ支給法ガ歴史的ニ出來テ居
ル、此ノ方ニ付テハ法律ノ必要ハ殆ドナ
イ、唯苦痛ヲ感ズルノハ小サイ所ノ工場、
中小ノ工場並ニ鑛山デハ相當ニ苦痛ヲ感ズ
ル所ガアルダウト思フ、此ノ故ニ一律ニ
此ノ法律ヲ以テ一流ノ工場及鑛山ヲ束縛ス
ルト共ニ、下ノ方ノ最モ苦痛ヲ感ズル所ノ中
小工業ノ事業主ニ、之ヲ負擔サセルト云フ
コトニナリマス云フト、是ハ非常ニ不公
平ナモノガ出來テ來ルノデアアル、否ナ寧ロー
流ノ大工場ニ對シテノ法律ト、又中小工場
ニ對シテノ法律トハ、別途ニ二ツトナツタ
宜イデヤナイカ、斯ウ云フ質問モ出タノデ
アリマス、之ニ對シマシテハソレハ八十人、
二十人ナントト云フヤウナ工場ニハ是ハ適

合シナイノデアツテ、三十人ト云ヘバ凡ソ十萬圓位ノ資産ガナケレバ出來ナイ、併シモモ衆議院ニ於テ五十人ニナツタノデアルカラ、相當立派ナ中小工業者デアル、ソレト一流ノ會社ト一緒ニスルト云フコトハ、必ズシモ是ハ不合理ノコトデハナイノデアアル、サウシテ順次之ヲ下ノ方ニ及ボシテ行タト云フコトデアルカラ、決シテ質問者ノ言フヤウナコトハ起ラナイト云フヤウナ説明デアリマシタ、之ニ付テハ相當長イ間質問應答ガアリマシタケレドモ、大體ニ於テサウ云フヤウナコトデアリマシタカラ此ノ邊デ省略シマス、總テ討論ニ入リマシテ、一委員カラ希望決議ヲ附ケタイト云フ意見ガ述ベラレマシタ、本法ハ第一、此ノ文章ヲ見マシテモ頗ル難解デアル、疑義ヲ生ジ易イ、又第二ニハ、利害ノ衝突ヲ生ジマシテ、勞資間ノ紛争ヲ生ジ易イモノデアアル、此ノ會期切迫ノ際ニ、之ヲ修正スルト本法案ノ運命ニモ關係スルカラ、ソレハマア控ヘテ置タガ、併シ希望決議ヲ附シテ當局ノ注意ヲ促シタイト云フノデ、希望條件ノ動議ガ出マシタ、今之ヲ短イノデアリマシシマスカラ朗讀ヲ致シマス

希望決議

一 本法ニ基ク勅令及省令ノ重要事項ニ付テハ制定前豫メ關係者團體ノ意見ヲ徵シ調査ノ慎重ヲ期スヘシ

一 政府ハ本法施行ノ爲勞資間ニ紛争ノ起ラサル様最善ノ注意ヲ拂ヘレ度シ

一 勞働者保護立法ニ付テハ官業先ツ範ヲ民業ニ垂ルルノ方針ヲ恪守スヘシ

以上ノ三項デゴザイマス、時間モ掛リマセヌカラ極ク簡單ニ、其ノ提出者ノ説明ヲ述ベテ置キマス、一ハ、是ハ十七條ガ主デアリ

マス、先程申上ゲタ點デアリマスガ、一定ノ利益以上ヲ工場ガ收メタトキハ、是ハ百分ノ三ヲ別ニ積立テル規定ガ書イテアリマス、衆議院ハ之ヲ修正致シマシテ、總テ勅令ニ譲リマシタ、即チ勅令ガ法規ニ代ツタノデアアル、法規ノ所ハ悉ク修正シテ之ヲ除イテシマヒマシテ、勅令ガソコデ生キテ居ルノデアリマス、之ニ付テ衆議院デハ調査機關ヲ設ケヨト云フコトヲ言ツテ居ルノデアアル、併シ是ハ不十分ダ、豫メ當業者側ノ意見ヲ徵シテ面シテ後、勅令ノ内容ヲ拵ヘテ貰ヒタイ、二ハ、即チ第三十條並ニ第八條ノ關係デアリマス、「少クトモ」ト云フ言葉ガアルノ紛争ノ基トナリ、第八條デ以テ百分ノ七以下ト云フコトニ書イテアリマスルガ、一見スルト云フト、百分ノ七ト規定サレテ居ル如ク見エルノデアアル、是ガ動モスレバ當局ガ介在シテモ、政府ノ趣旨ヲ了解スルコトガ出來ナクツテ、勞働者側ニ或ハ同情シ、公定ノ標準ヲ超エテ支給ヲ強ヒルヤウナ傾向ガアルトスルナラバ、當業者ハ頗ル困惑ヲ致スノデアアル、且紛争ノ原因トナルノデアリマスカラ、此ノ點ニ付テ注意ヲスルノデアアル、第三ハ、官業勞働者ノ支給ハ民間ノ勞働者ノ支給ニ比シマシテ、ドウモ劣ツテ居ルト云フヤウナ聲ヲ聞クノデアアル、是ハ我が國ノ醇風美俗ニモ反スルコトデアルカラ、サウ云フコトノナイヤウニ特ニ注意ヲシテ貰ヒタイト云フ意味ニ於テ、以上ノ三項ガ希望決議ノ動議トシテ出タノデゴザイマス、政府ハ之ニ對シテ賛成ノ意ヲ表シマシタ、即チ決議ノ趣旨ニ付テハ十分ニ尊重シマス、本法ノ圓滿ノ公正ナル運用ヲ期シタイと思ヒマス、關係團體トノ相談ノ點ニ付キマシテハ十分ニ注意ヲ致シ

マス、官業デモ民業デモ勞働者ノ方トカ、各、カラ見マシテ強ヒルト云フコトハ避ケナケレバナラナイ、政府ハ出來ルダケ最善ノ注意ヲ拂ヒマス、官業ニ付キマシテモ民業ニ付キマシテモ、等シク勞働者デアアル以上、待遇上ノ差別ガアツテハナリマセヌ、民業ニ範ヲ垂レヨト言ヘル趣旨ニ付キマシテハ、之ニ悖ラヌヤウニ注意ヲシマス云フコトデアリマシタ、ソレカラ採擇ニ入リマシタ、本法案全部ニ付テ採決致シマシタ所、全會一致、衆議院送付ノ通り可決ニ相成リマシタ、次ニ希望決議ニ付テ御諮リ致シマシタ所、是亦全會一致、可決ト相成リマシタ、右御報告ヲ致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、全部第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、暫時休憩ヲ致シマス

午後二時十六分休憩

午後七時十二分開議

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマス

〔角倉書記官朗讀〕

日本本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ直ニ裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

退職積立金及退職手當法案

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

不穩文書等取締法案可決報告書

○副議長(伯爵松平賴壽君) 休憩前ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス、此ノ際議事日程ニ追加ヲ致シマシテ、不穩文書等取締法案ヲ議題ト致シ、委員長ノ報告ヲ煩ハシタイト存ジマスガ、御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

ノト認メマス、委員長、二荒伯爵
〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ
タメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

不穩文書等取締法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十一年五月二十六日

委員長 伯爵二荒 芳徳

貴族院議長公爵近衛文麿殿

〔伯爵二荒芳徳君演壇ニ登ル〕

○伯爵二荒芳徳君 特別委員會ノ經過竝ニ
其ノ結果ヲ極ク簡單ニ御報告致シマス、昨
日特別委員任命ノ後ニ於キマシテ、直チニ
會議ヲ開キマシテ、審議スル所ガゴザイマ
シタガ、會期一日更ニ延長セラレマシタノ
デ、本朝九時カラ午後六時迄會議ヲ開キマ
シタ、二回筆記ヲ中止致シマシテ話合ヒマ
シタコトト、一回秘密會ヲ開キマシテ、法
律ノ精神竝ニ運用ニ付テ突詰メテ話合ヲ致
シタノデアリマス、或委員カラ、政府ガ衆議
院ノ修正案ニ同意ヲ致サレタコト云フ點ニ付
テ、斯クノ如キ修正ヲ以テモ尙此ノ法律ニ
定ムトシタ所ノ目的ガ達成セラレルカド
ウカト云フコトヲ質問セラレマシタノニ對
シマシテ、政府ノ答辯ハ其ノ重要ナル點、
即チ眼目タル點ニ於キマシテ、修正案ニ於
テモ十分努力致シマスナラバ、立法ノ精神
ヲ或程度貫徹スルコトガ出來ルカラシテ贊
成ヲ致スト云フ意味デアリマシタ、更ニ此
ノ法文ノ書キ方、即チ法文ノ意味ノアル所
ガ甚ダ徹底致シテ居ラスト云フ或委員カラ
ノ質問ガアリマシタ、抑、此ノ法律ノ條文ハ、
實ハ甚ダ難解デアルト云フコトハ、各委員
ノ多數ガ洩ラサレタ所デアリマシテ、其ノ

質疑應答ニ於キマシテモ、政府ノ答辯竝ニ
委員ノ質問ハ可ナリ複雑極メタノデアリ
マス、併シナガラ此ノ點ニ付キマシテハ只
今深ク觸レテ御報告ヲ致シテ居リマス時
ガ掛リマスノデ、省略致シマシテ其ノ事實
アリシコトダケヲ申上ゲテ置キタイと思フ
ノデアリマス、強ヒテ其ノ二三例シマス
ナラバ、社會治安ノ妨害ト云フコトト、第
一條ノ軍秩ヲ紊亂シ、財界ヲ攪亂シ、其ノ
他人心ヲ惑亂スルノ目的ト云フ關係ガドウ
云フ風ニナツテ居ルカ、又第二條ノ「前條ノ事
項」ニ云々ト云フ、其ノ事項ノ意味ガ第一條ノ
「點」ヲ意味シテ居ルノデアルカト云フ御
質問ガ、數人ノ委員カラ出タノデアリマ
ス、此ノ第二條ノ「前條ノ事項」ナルモノハ
第一條ノ治安ヲ妨害スベキ事項デアルト云
フ政府ノ答辯ニ對シマシテ、是亦二三ノ委
員カラ甚ダ取り難イ書キ方デアアル、寧ロサ
ウ云フ風ニ讀メナイノデハナイカト
云ウヤフナ質問モゴザイマシタ、更ニ
軍秩ノ意義ニ付キマシテ、或委員カラ質問
ガゴザイマシタ、之ニ付キマシテハ政府當
局カラ軍ノ統制竝ニ團結ヲ害シ、國軍ノ存
立ノ基礎ヲ動搖セシムルト云フコト、及軍
人軍屬ノ思想行爲ヲ動搖セシムベキヤウナ
モノモ、此ノ軍秩ト云フ語ノ中ニ含メタモ
ノデアルト云フ説明デアリマシタ、更ニ此
ノ法令ノ發布サレマスルヤ、警察官吏ト軍
部トハ十分ニ打合ヘセヲ爲シテ、其ノ運用
ヲ誤ラナイヤウニサレルベキデアルト思フ
ガ、其ノ用意アリヤト云フ質問モゴザイマ
シタ、之ニ對シテ政府ハ十分ニ注意ヲ致シ
テ之ニ當ルト云フ答辯デゴザイマシタ、更
ニ或委員カラシテ、此ノ法令ニ依ツテ取締
ラレナイモノデ少數ノ新聞紙ノ如キ、常ニ

秩序ヲ破壞スルガ如キ論說ヲ掲ゲ、而モ新
聞紙トシテ是ガ發行セラレテ居ルガ故ニ、
是ノ惡影響ハ甚ダ恐ルベキモノガアルト云
フ點ニ付キマシテ、當局ノ取締ニ關シテ注
意ヲ希望セラレ、又其ノ取締ノ方法ニ付テ
當局ハ説明スル所ガゴザイマシタ、尙檢閲
ニ付キマシテハ、或委員カラ根本的ノ國策
ヲ樹立スル必要ガアルノデアアル、即チ之ヲ
外國ニ見マシテモ、或ハ「イタリ」ノ「ファ
シスト」ヤ「ドイツ」ノ「ナチス」ナドノ檢
閲ニ付キマシテハ頗ル整然タルモノガアル
ガ、我が國ニ於テハ國體ノ明徴ト云フコト
ニ根本ヲ置イテ、此ノ新法ニ依ツテ十分ニ不
穩ナル言論ヲ取締ルベキデアルト云フコト
ヲ質問セラレマシテ、内務當局カラ之ニ對
シテ、今迄十分ニ法規ノ精神ヲ活躍サシテ
居タト言ヘナイ節モアルガ故ニ、十分ニ注
意ヲ致シテ参リタイト云フ話ガゴザイマシ
タ、更ニ此ノ文書ノ取締ガ、此ノ法令ニ依
リマス印刷シタ物ニ限ラレテ居ルノデア
リマス、即チ肉筆若シハ毛筆ニ依ツテ頒
布宣傳セラレル所ノモノハ之ガ適用ガナイ
ノデアリマス、然ルニ事實ニ於テ肉筆ヲ以
テ不穩ナル思想ヲ宣布スルト云フコトハ決
シテ無威力ナモノデナイ、現ニ近頃ノ不穩
文書、殊ニ東京事件以後ノ不穩文書等ニモ
肉筆ノモノモアルガ故ニ、何カ之ヲ取締ル
方法ハナイノデアアルカ、又内務、司法ノ關
係ノミニ於テ此ノ流言蜚語ヲ取締ルベカリ
デハ足ラヌ節ガアル、例ヘバ鐵道省ノ通信
機關、即チ電話等ヲ利用シテ、隨分流言蜚
語ガ二・三事件以後ニ行ハレタコト云フ實
例ヲ示サレマシテ、注意セラレル所ガアツタ
ノデアリマス、尙今日此ノ法令ノ發布セラ
レマスト否トニ拘ラズ、現實ノ言論界ハ甚

ダシキ壓迫ヲ蒙ツテ居ル、是ハ實ニ文明國ト
シテ遺憾至極ノコトデアアル、雜誌ヲ一ツ取ッ
テ見テモ如何ニ伏字ノ多イコトデアアルカ、
政治、經濟ノ雜誌ノ如キハ殆下半頁以上モ
伏字ノアルヲ見ルヤウナコトデ、是ハ日
本ニ於テノミ見ル顯著ナル事例デアルト云
フコトヲ申サレマシテ、斯ノ如キコトヲ無
カラシムルヤウニ政府ノ考慮ヲ求メラレタ
ノデアリマス、而シテ是等ノ質問ニ對シマ
シテ、特ニ三十分カラ五時四十分マデ秘
密會ニ致シマシテ、種々此ノ法令ノ發布ノ
必要ナル所以ヲ、政府當局ハ説明セラレタ
ノデアリマス、更ニ秘密會ヲ閉ヂマシタ後
ニ或委員カラハ、我が國ニ於テハ確乎不動
ノ國家ノ指導精神ガ必要デアアル、此ノ指導
精神ニシテ明カナラザルトキニハ、或ハ法
ヲ執行スルノ官吏若シハ司法官等ガ、其
ノ時代ノ思潮ニ左右セラル、虞ハナイカト
云フコトデアリマシタガ、此ノ點ニ付キマ
シテハ裁判官當局ト致シマシテハ、常ニ獨
立ノ見解ニ從ツテ裁量シテ居ルノデアツテ、
徒ニ指導精神ガ變ルト云フコトハナイト云
フ御答辯デアリマシタ、併シ更ニ質問者ハ、
指導精神ト云フモノガハッキリシテ居ナ
イ時ニハ、矢張り時代思潮ニ動搖セラレル
ガ故ニ、特ニ指導精神ノ確立ガ必要デア
ルト云フコトヲ力説セラレマシタ、斯ク致シ
マシテ、其ノ他種々ノ之ニ似寄リマシタ、
乃至ハ是カラ派生致シマシタ所ノ質問ガゴ
ザイマシタガ、五時三十分ニ質問ガ盡キマ
シタノデ討論ニ入リマシタ、コ、デ或委員カ
ラハ、斯クノ如キ自由ヲ束縛スル、言論ノ自
由ト竝ニ人權ノ尊重ニ大關係ノアル法令ヲ出
スト云フコトハ、誠ニ現時已ムヲ得ナイコト
デアルケレドモ、併シ殘念ナコトデアアル、

世間デハ怪文書アルガ故ニ世間ガ惡キナルノデアルト云フ人モアリ、世間ガ惡イガ故ニ怪文書ガ出ヅルノデアルト云フ人モアリ、又言論ノ自由ガナイガ故ニ怪文書ガアルト云フコト聞ケレドモ、公明デアル言論ニコソ自由ヲ與フベキモノデアルガ、怪文書ノ如キハ實ニ非日本のデアリ、誠ニ卑怯ナル言論ノ發表デアル、堂々タル議論ノ出來ルヤウニシナケレバナラスト云フ希望ヲ述ベラレマシテ、怪文書ニ對スル取締ハ當然、必然ノコトデアルト云フコトデアリマシタ、次ニ此ノ法令ノ執行ニ付キマシテハ、非常ナル注意ト、非常ナル決意ヲ要スルモノデアルト云フコトヲ或委員ガ述ベラレマシテ、我が國ニ於キマシテハ、立法ニハ勇敢デアリマスガ、法ノ執行ニ於テ甚ダ怯ナル、從來ノ取締法令ヲモット十分ニ活用セシメタナラバ、或ハ不祥ナル事件ハ屢起ラナカッタダラウトモ思ハレル、法ノ執行ニ付テハ、過去ニ於テハ寧ロ寛大ニ過ギタト思ハレル、法ヲ作ッタナラバ必ズ實行シナケレバナラスシ、又實行スルガ故ニ法ノ效力ガアルノデアルト言ハレマシテ、此ノ取締法ノ強行ヲ強ク主張サレタノデアリマス、但シ立法技術ニ付テハ甚ダ拙劣デアル、各條文トノ關係等ガ明瞭デナイカラシテ、若シ時ヲ與ヘラル、ナラバ必ズ修正シテ、正シキ解釋シ易キ法令ニ直スベキデアルケレドモ、今日ノ會期迫レル際ニ於テハ、其ノ時ガ無いガ故ニ、此ノ法律ノ成立ヲ希望スル點ヨリシテ、之ニ賛成スルモノデアルト云フコトデアリマシタ、更ニ他ノ委員カラハ、斯クノ如キ法令ヲ發表セナケレバナラスト云フナ今日ノ事態ヲ悲シムケレドモ、併シ是ハ種々其ノ原因ガアルノデアル、其ノ所謂根

本ノ原因ヲ探究シマシテ、其ノ原因ヲ除去スルト云フコトガ又爲政者ノ當ニ心掛クベキコトデアルト云ツテ希望ヲ述ベラレマシタ、更ニ他ノ委員ハ、斯クノ如キ法令ハ非常時局ヨリ見マシテ必要デアル、併シナガラ此ノ法令ハ主トシテ體刑ヲ以テ臨ム法令デアアルガ故ニ、法ノ解釋ニ疑アルト云フコトガ一層危險ガ多イ、即チ刑罰ノ法規トシマシテハ、十分ニ此ノ適用ヲ注意シテ貰ヒタイ、サウシテ此ノ委員會ガ表示シタ所ノ意思ヲ十分尊重シテ行クベキデアル、サウシテ此ノ法令ノ效果ヲ發揮シ、而シテ目今此ノ法律ハ形式犯ヲ主トスルガ故ニ、之ヲ檢舉シ處罰スルニ當ツテハ、無理ノ無い取締ガ必要デアル、以上ノヤウナ見解デハアルケレドモ、此ノ法令ノ成立ニハ賛成ヲスルノニ吝ナラナイト云フ意見デアリマシタ、今一人ノ委員ハ、斯クノ如キ法令ハ現下ノ事情カラ當然發布セラレナケレバナラストモデアアル、唯出版物ノ自由、言論ノ自由等ニ付テハ十分ニ尊重ヲシテ、サウシテ此ノ法ノ不完全ナル點ヨリ來ル弊害ニ注意ヲシテ、其ノ正シキ活用ヲ望ム、流言蜚語ヲ禁ジタ所ノ條文ノ削ラレタコトニ付テハ遺憾デアアル、斯ウ云フ御意見デアリマシテ、六時マデ此ノ討論ヲ致シマシテ、直チニ採決ニ入りマシタ所ガ、滿場一致、此ノ衆議院カラ送ラレマシタ所ノ修正案ニ對シマシテ、可決確定ヲ致シタノデアリマス、以上ヲ以テマシテ私ノ報告ヲ終リト致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ討論ニ移リマス、岩田宙造君

(岩田宙造君演壇ニ登ル)

○岩田宙造君 私ハ本案ニ付キマシテハ委員ノ一人トシテ關係シテ居リマシタモノデ、賛成ヲ致スモノデゴザイマス、從ツテ只今特ニ蛇足ヲ加ヘル必要ハナイヤウデゴザイマスルガ、不幸ニシテ賛成ハ致シマスケレドモ、此ノ案ノ或部分ニ付キマシテ政府ノ御説明ニナリマシタ趣旨ト異ル意味ニ於テ、私ハ贊成ヲ致スモノデアリマス、從ツテ其ノ點ハ他日恐ラクハ問題ヲ生ズルモノデハナカラウカト考ヘマスルノデ、私ガ贊成ヲ致シマシタ趣旨ヲ茲ニ明カニシテ置クコトハ必ズシテ無用デナカラウト考ヘマシテ、會期切迫ノ折柄御迷惑ト考ヘマスガ、暫時ノ間時間ヲ御與ヘテ願ヒタイノデアリマス、本案ハ申ス迄モナク廣イ意味ノ安寧秩序即チ治安維持ヲ目的トスルモノデゴザイマシテ、其ノ治安ト云フコトハ、色々ノ意味ニ於キマシテ非常ニ廣イ意味ヲ持ッテ居ルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、併シナガラ本案ガ目的トシテ居リマスノハ、其ノ治安ノ中デ、軍ノ秩序、財界ノ安寧、又人心ノ平和トデモ申シマスルカ、之ニ限ツテ治安ノ中デ本法ニ依ッテ保護セムトシテ居ルノデアリマシテ、治安ノ必ズシモ全部デハナイ、當今ノ時勢ニ於キマシテ、特ニ特別ノ嚴刑ヲ以テ文書ヲ取締ラナケレバナラスト云フ特殊ノ關係ノアル治安ヲ維持スルコトヲ目的トシテ居ル、是ガ本法ノ特別ノ意味ヲ持ッテ居ル點デアルト考ヘルノデアリマス、衆議院ニ於キマシテ、原案ヲ少シク修正サレマシタ、是ハ形ガ變ッタデアッテ、内容ハ大シク變化ハナイト考ヘマスガ、併シナガラ斯クノ如キ形ニ修正サレタ所以ノモノモ、又問題ハ、本法ニ依ッテ保護セムトスル範

圍ニ關スル點ガ問題ニナツテ、改正ヲサレタモノト思フノデアリマス、デアリマスルカラ、其ノ點ハ、其ノコトハ第一條ニ明カニナツテ居ル、即チ「軍秩ヲ紊亂シ、財界ヲ攪亂シ其ノ他人心ヲ惑亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲載シタル文書圖書」ト云フコトニ、明カニナツテ居ルノデアリマス、デアリマスカラ、軍秩紊亂、財界攪亂、其ノ他人心ヲ惑亂スル目的ト云フコト、治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲載シタル文書圖書ト云フコトノ二ツガ相俟ツテ、本法ニ於テ處罰サレル目的ニナルノデゴザイマスガ、此ノ間ニハドウ云フ關係ガアルカト申シマス、只今ノヤウナ規定シタル目的ニ出ヅルト云フコトハ勿論デアリ、又其ノ目的ヲ達スル爲ニ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ文書圖書ニ掲載ルト云フコトモ、一ツノ要件デゴザイマスガ、併シナガラ其ノ目的ト、其ノ治安ヲ妨害スベキ事項ト云フモノガ何等ノ客觀的ニ關係ノナイモノデアッテモ宜イカト云フト、サウデハナイノデアリマス、斯様ナ軍秩紊亂其ノ他ノ目的ヲ達スル爲ニ、治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲ゲタ、其ノ掲ゲタコトガ性質上、軍秩紊亂等ノ目的ヲ達シ得ベキ可能性ノアル治安ヲ妨害事項ナケレバナラストデアリマシテ、其ノ治安ヲ妨害事項デアハアルケレドモ、本法ニ於テ保護セムトスル所ノ軍秩紊亂其ノ他トハ全然沒交渉ノ治安ヲ妨害事項デアリマスルナラ、ソレハ之ヲ掲ゲテ本法ニ依ッテ處罰セムトスル範圍ニハ入ラナイ、此ノ點ハ政府ノ御説明モ其ノ通りデアアルノデアリマス、併シナガラ第二條ノ方ニ參リマシテ、見解ガ不幸ニシテ違フノデアリマス、第二條ニ參リマスルト云フト、「前條ノ事項ヲ掲載シタル文書圖書」云

云ト書イテアル、ソコデ「前條ノ事項」ト云フノハ何ヲ指スカト云ヘバ、治安ヲ妨害スベキ事項、之ヲ指スト云フコトハ、ソレハ疑ナインデアリマス、ソレハ疑ナインデアリマスルガ、第二條ニ於テ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲ゲタルト言ヘズ、即チ治安ヲ妨害スベキ事項ト言ッデ其ノ文字ヲ繰返スコトナクシテ、「前條ノ事項ヲ掲載シタル」ト書キマシタコトハ、ソレハ此ノ治安ヲ妨害スベキ事項トシテ書イタコトトハ、大變解釋ガ違ハナケレバナラヌト私ハ考ヘルノデアリマス、若シ此處ニ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲載シタル云々ト言ヒマスルナラバ、其ノ治安ヲ妨害ノ事項ハ如何ナル事柄デアリマシテモ、苟モ治安ヲ妨害スベキ事項ヲ掲ゲルナラバ、ソレハ總テ第二條ノ中ニ入ルコトハ疑ナインデアリマス、併シナガラ「前條ノ事項」ト書キマシタ以上ハ、假令治安ヲ妨害スベキ事項デアリマシテモ、前條ニ於ケル治安ヲ妨害スベキ事項ナルモノハ、軍秩紊亂、財界擾亂、其ノ他人心ヲ惑亂スル可能性ノアル治安ヲ妨害事項ニ限ッテ居ルノデアリマスルカラ、其ノ前條ノ治安ヲ妨害スベキ事項ト云フノヲ受ケマシタ以上ハ、其ノ第二條ノ所謂治安ヲ妨害スベキ事項ト云フコトハ、自ラ第一條ノ意味ニ於ケル治安ヲ妨害スベキ事項ニ限ラレルノハ當然デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、併シナガラ政府ノ御説明ハ、第二條ノ方ハ、治安ヲ妨害スベキ事項ト云フコトハ無制限デアテ、軍秩紊亂其ノ他トハ無關係ニ、苟モ治安ヲ妨害スベキ事項デアルナラバ、第二條ニ總テ入ルノデアルト云フ御説明デアアルノデアリマスルガ、其ノ點ガ私ノ見ル所ト見解ガ違フノデアリマス、併シナガラ本案ノ出來マシタ目的

ガ、是ハ御承知ノ通り、總テ出版法ナリ、新聞紙法デ取締リニナッテ居ル事項デアアルノデアリマス、ソレヲ特ニ此處ニ拔出シテ、臨時取締法トナシ、出版法等ノ特別法トシテ之ヲ重ク罰スル所以ノモノハ、特ニ現下ノ情勢ニ於テ保護シナケレバナラヌ所ノ軍秩、財界、人心其ノ秩序安寧ヲ維持スル必要ガアレバこそ、是デ重ク罰スルノデアリマスルカラ、第一條ニ於ケルモノモ、ソレニ制限ヲサレルナラバ、其ノ制限ヲサレタ治安ヲ妨害スベキ事項ト云フコトハ、第二條ニ於テハ當然其ノ制限ヲ受ケルモノト解釋シナケレバナラヌト私ハ確信スルノデアリマス、恐ラクハ政府當局デドウ云フ趣旨デ之ヲ規定セラレマシテモ、「前條ノ事項ヲ掲載シタル」云々ト條文ガ出來マスル以上ハ、恐ラクハ他日司法ノ問題ニナレバ、私ガ信ジテ居ルヤウナ解釋ニナルノデハナイカ、又ソレガ適當デアルト思フノデアリマス、第一條ノ根本ノ所ニ於テハ、サウ云フ風ニ軍秩云々ト目的事項ヲ制限シテ置キナガラ、其ノ必要カラ起ッタモノデアルニモ拘ラズ、第二條ニ於テ卒然トシテ一般ノ治安ヲ妨害スベキ事項マデ此處ニ持ッテ來ルト云フコトハ、何ダカ羊頭ヲ掲ゲテ狗肉ヲ賣ルヤウナ、チヨット人ヲ惑ハシテ知ラズ覺エズスウ云フ重イ罪ニ觸レルト云フ虞ガアルノデアリマシテ、只今ノヤウナ事項ニ關係ノナイコトデアアルナラバ、是ハ普通ノ治安維持デ、新聞紙法ナリ出版法ナリ罰スレバ宜イノデアアル、特ニ今重イ刑罰ヲ以テ保護シナケレバナラヌ秩序ニ關シナイ事項マデ、第二條ニ於テ重ク罰スルト云フコトハ、私ハ立法ノ方法トシテモ、サウ云フ意味ナラバ今少シ明カニシナケレバ甚ダ不親切ナ

コトニナルト考ヘルノデアリマスルガ、併シナガラ解釋ノ趣旨ハ違ヒマスルガ、恐ラク此ノ儘ニシテ置キマシテモ、解釋上、當然私ハ自分ノ信ズルヤウナ意味ニ解釋ヲサレルモノト確信シマシテ、本案ニ賛成シタノデアリマス、斯様ナ點ニ於キマシテ同ジ賛成ハ致シマシタガ、政府ノ御説明ト遺憾ナガラ少シ趣旨ガ違ヒマスノデ、甚ダ御迷惑デゴザイマシタガ、ソレダケヲ申上ゲテ置キタイト考ヘルノデアリマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 他ニ御發言モゴザイマセヌケレバ、採決ヲ致シマス

(男爵井田馨楠君「議事進行ニ付テ」ト述フ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 井田男爵

○男爵井田馨楠君 只今議長ノ御上程ニナリマシタノハ、政府原案ノヤウニ心得テ居リマスガ、委員長ノ御報告ハ、衆議院ノ原案ニシマシタモノガ委員會ニ於テ可決シテ、御報告ニナッテ居ルノデアリマス、其ノ點ヲ御諒承ヲ願ヒマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 井田男爵ニ申上ゲマスガ、只今議題ニナッテ居リマスルノハ委員長報告ニナッタモノデゴザイマスルノデ、是ハ兩院ヲ通過シマシテカラ議題ヲ變ヘルコトニナッテ居ルノデアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

(子爵大河内輝耕君發言ノ許可ヲ求ム)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 大河内子爵

○子爵大河内輝耕君 私ハ斯様ニ解釋致シテ居リマスガ、如何デスカ、無論臨時ノア何デスカ、修正案ガ今議題ニナッテ居ル、所ガ今議長ガ讀マレタノハ「臨時」ト云フ字ガナカッタカラ、ソレデ疑問ニナッタノデアラウ、是ハ從來ノ慣例ト致シマシテ、之ガ

通過致シマスマデハ原案ノ儘デ參リマシテ、之ガ通過致シマシタ所デ名前ヲ變ヘテ御裁可ヲ經ル、斯ウ云フ順序ニ心得テ居リマス、左様ニ解釋シテ宜シウゴザイマスカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 大河内子爵ノ言ハレマシタ其ノ通りト存ジマス、念ノ爲メハツクリ申上ゲマス、議題トナッテ居リマスノハ政府原案通りデゴザイマセヌデ、衆議院ヨリ送付ニナリマシタモノガ議題トナッテ居ルノデゴザイマス、只今大河内子爵ノ言ハレマシタ通りデゴザイマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス、改メテ申上ゲマスガ、表題ノ言ヒ方ハ只今大河内子爵ノ言ハレタ通りデゴザイマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス……他ニ御發言ガゴザイマセヌケレバ本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト看做シマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモノト看做シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイモ

ノト看做シマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセスカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト看做シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、全部第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセスカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト看做シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程ニ戻リマス、請願、會議

(左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ)

意見書案

公立商船學校卒業生ニ對シ特別教育機關設置ノ件

神戸市神戸區明石町平民辯護士佐藤廣政呈出

右ノ請願ハ優秀ナル海員ヲ養成スルハ海運發展並國防上最緊要ナルニ拘ラス公立商船學校卒業生ハ實務ニ於テハ優秀ナル技能ヲ有スルモ學習ニ於テ遺憾ナル點アルニヨリ速ニ特別ノ教育機關ヲ設置シ之等卒業生ノ學術技能ノ向上ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和十一年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣廣田弘毅殿

○副議長(伯爵松平賴壽君) 委員長報告通り、採擇スルコトニ御異議ハゴザイマセスカ

○子爵立花種忠君 政府ニ質問シテ宜シウゴザイマセスカ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 請願ニ付デデスカ

○子爵立花種忠君 ハイ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 宜シウゴザイマス

○子爵立花種忠君 時間ノ詰ツタ時ニ甚ダ申譯ゴザイマセスカ、私ノ承知シテ居リマスル所デハ、實ハ今請願ニ出マシタ問題ハ、文部省モ逕信省モ、賛成ヲシテ居ラナカッタト存ジテ居リマス、然ルニ此ノ度請願ニ出マスト、政府委員ノ山本厚三君ノ答ヲ見マスト、十分ニ是ハ考究致シタイト思ウテ居ル、又關係ノ各省トモ十分協議ヲ致シテ居ルノデアアルカラ云々、十分完璧ヲ期シタイト云フ意味デ目下慎重ニ研究ヲ致シテ居ルノデアリマスカラ、御趣旨ニ副フヤウニ研究ノ結果ヲ見タイト存ジテ居リマス、斯ウ云フ答デアリマス、之ニ付テ私ノ今マデ考ヘテ居ルコトガ違フテ居ルカモ知レマセスカ……考デアリマセスカ、今マデ伺ッテ居ルコトガ誤解シテ居ルカモ知レマセスカラ、文部大臣及逕信大臣カラハッキリト其ノ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス……長イ御答ヲ要求スルノデハアリマセスカ、今マデ兩省ニ於テハ此ノ問題ニ付テハ不賛成デアッタト私ハ記憶シテ居リマスカラ、其ノ後調査シタ結果ハ今政府委員ノ答ヘラレマシタ所ノ速記ヲ

私方讀上ゲマシタガ、サウ云フ風ニ研究ガ進ンデ、今後ハ高等教育機關ニ付テ考ヘテ居ルノデアアル、將來ヤル積リデアルト云フコトニナリマスト、此ノ次ノ十二年度ニ於テ多少ノ豫算ノ要求ガアルダラウト思ヒマスルノデ、御伺ヲ致スノデアリマスカラ、簡單ニ御答ヲ願ヘレバ宜シイノデアリマス

(國務大臣平生飢三郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(平生飢三郎君) 御答ヘ致シマス、是ハ政府委員ヨリ既ニ御答ヲ致シマシタ通り、十分マダ研究ガ届イテ居ラヌノデ、尙十分ノ研究ヲ致シマシテ、此ノ優秀ナル技能ヲ有スル公立商船學校ノ卒業生ニ、尙特別ノ教育ヲ施ス機關ヲ設ケルヤ否ヤト云フコトヲ決定致スコトニ致シマス

○子爵立花種忠君 甚ダ申譯ゴザイマセスカ、逕信省ト能ク御協議ニナッテ居ルノデアリマスカ、念ノ爲ニ伺ッテ置キマス、逕信大臣ノ御答辯ヲ伺ヒマス

○國務大臣(賴母木桂吉君) 只今文部大臣ヨリ答ヘマシタ通り、十分考慮致シマシテ御趣旨ニ副フヤウニ致シタイト考ヘマス

○子爵立花種忠君 只今ノ逕信大臣ノ御答デハ私ニハ分リマセスカ、分リマセスカ甚ダ遅クナリマシタカラ、私ハ是以上ニ申シマセスカ、篤ト此ノ問題ニ付テハ御考慮ヲ願ッテ置キマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 此ノ請願ハ委員長報告通り採擇スルコトニ御異議ハゴザイマセスカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、本日ノ議事ハ是ニテ終了致シマシタ、是ニテ散會致シマス

午後七時五十三分散會

貴族院議事速記録第十四號正誤

頁 段 行 誤 正

二二五 一 九一〇 法人 邦人

貴族院議事速記録第十五號正誤

頁 段 行 誤 正

二四二 三 三三三 「ソックス」 「リンクス」